

利用者のために

1 調査の目的

本調査は、産地直売所及び農産加工場における地場農産物の取扱状況や今後の意向を把握することにより、地場農産物の使用動向を明らかにし、農業者等の経営の多角化、高度化を推進する際の資料を整備するために実施した。

2 調査の根拠

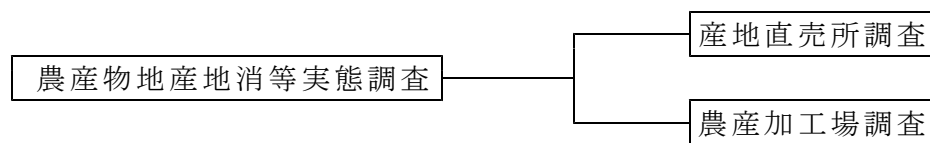
本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく一般統計調査である。

3 調査機関

調査は、民間事業者を通じて実施した。

4 調査の体系

調査体系は、以下のとおり。



5 調査の対象

(1) 産地直売所

調査対象の母集団は、2010年世界農林業センサス（農山村地域調査）において産地直売所数を把握した地方公共団体、第3セクター、農業協同組合、その他（生産者又は生産者グループ等）が運営する産地直売所の全体とした。

(2) 農産加工場

調査対象の母集団は、2010年世界農林業センサス（農林業経営体調査）において「農産物の加工」をしていると回答した販売農家（法人・個人）、家族経営以外の農業経営体及び農協等からの情報収集により把握した農産加工場を運営する農協等の全体とした。

6 調査対象者数及び選定方法

(1) 産地直売所

産地直売所の年間販売金額（運営主体別の全国平均）の目標精度を7.0%として全国の標本数を算出し、産地直売所数に応じて全国農業地域別に配分した。なお、各区分ごとの調査対象者数の設定に当たっては、回収率を考慮するとともに、全国農業地域別の表章を可能にするため、必要に応じて標本数を追加した（この結果、地方公共団体については、全ての産地直売所が調査対象者となった。）。

運営主体	調査対象者数	回収調査対象者数	回収率	選定方法
地方公共団体	203事業所	123事業所	60.6%	全数
第3セクター	447事業所	290事業所	64.9%	標本
農業協同組合	766事業所	460事業所	60.1%	
その他	1,541事業所	811事業所	52.6%	

(2) 農産加工場

農産加工場の年間販売金額（運営主体別の全国平均）の目標精度を7.0%として全国の標本数を算出し、農産加工場数に応じて全国農業地域別に配分した。なお、各区分ごとの調査対象者数の設定に当たっては、回収率を考慮するとともに、全国農業地域別の表章を可能にするため、必要に応じて標本数を追加した（この結果、農業協同組合、農業協同組合（女性部・青年部）、農協子会社、家族経営以外の農業経営体及び農家（法人）については、全ての農産加工場が調査対象者となった。）。

運営主体	調査対象者数	回収調査対象者	回収率	選定方法
農業協同組合	819事業所	382事業所	46.6%	全数
農業協同組合 （女性部・青年部）	302事業所	154事業所	51.0%	
農協子会社	113事業所	48事業所	42.5%	
家族経営以外の 農業経営体	2,164事業所	892事業所	41.2%	
農家（法人）	473事業所	156事業所	33.0%	
農家（個人）	2,098事業所	702事業所	33.5%	標本

7 調査対象期間及び調査実施時期

(1) 調査対象期間

調査対象期間は平成21年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）の1年間とした。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な直近1年間とした。

(2) 調査実施時期

調査は平成23年2月上旬から2月下旬までの間に実施した。

8 調査事項

主な調査事項は、次に掲げるとおりとした。

(1) 産地直売所

ア 産地直売所の概要及び経営概況

イ 産地直売所の販売状況及び地場農産物（加工品を含む。）の割合

- ウ 地場農産物販売の取組・効果・課題
- エ 地場農産物のこれまで及び今後の取扱い
- (2) 農産加工場
 - ア 農産加工場の概要
 - イ 農産加工場の仕入・販売状況
 - ウ 地場農産物使用の取組・効果・課題
 - エ 地場農産物のこれまで及び今後の取扱い

9 調査方法

本調査は、民間事業者が調査対象の産地直売所及び農産加工場に対し、郵送等で調査票を配布及び回収する自計調査の方法で実施した。

10 集計方法

全国農業地域別、運営主体別に以下の計算式に基づき集計を行った。

なお、農産加工場については、調査対象期間において農産物加工品の販売のなかった標本の割合によって母集団の大きさを補正し、集計を行った。

$$T_{ij} = \frac{N_{ij}}{n_{ij}} \sum_{k=1}^{n_{ij}} x_{ijk} \qquad \bar{X}_{ij} = \frac{1}{n_{ij}} \sum_{k=1}^{n_{ij}} x_{ijk}$$

- i : 全国農業地域に係る区分
- j : 運営主体に係る区分
- T_{ij} : ij 区分の x の総計の推定値
- N_{ij} : ij 区分の母集団の大きさ
- n_{ij} : ij 区分から回収された標本数
- x_{ijk} : ij 区分から回収された k 番目の標本の調査値
- $\bar{X}_{ij}$: ij 区分の x の 1 対象当たり平均の推定値

全国値（ T ）、全国農業地域別の合計値（ T_i ）及び運営主体別の合計値（ T_j ）については、全国農業地域別運営主体別の推定値を合計した値とした。

11 実績の精度

(1) 産地直売所

本調査における産地直売所の年間販売金額を指標とした実績精度（標準誤差率の推定値）は6.7%である。

なお、表章上の運営主体別の実績精度は以下のとおり。

運営主体	実績精度
地方公共団体	16.5%
第3セクター	4.4%
農業協同組合	10.9%
農業協同組合(女性部・青年部等)	23.7%
生産者グループ	9.7%
その他	16.2%

(2) 農産加工場

本調査における農産加工場の年間販売金額を指標とした実績精度（標準誤差率の推定値）は10.4%である。

なお、表章上の運営主体別の実績精度は以下のとおり。

運営主体	実績精度
農業協同組合	13.8%
農事組合法人	16.7%
株式会社(有限会社含む。)	18.7%
その他の法人	19.1%
任意組合	12.6%
生産者グループ	14.2%
法人化していない農家	16.8%
その他	19.3%

12 用語の解説

(1) 産地直売所

産地直売所

「産地直売所」とは、生産者が自ら生産した農産物（農産物加工品を含む。）を生産者又は生産者グループが、定期的に地域内外の消費者に直接対面販売するために開設した場所又は施設をいい、平成22年2月1日現在で実施した2010年世界農林業センサス農山村地域調査で把握されたものとする。

なお、市区町村、農業協同組合等が開設した施設、道の駅に併設された施設を利用するもの、果実等の季節性が高い農産物を販売するため、期間を限定して開設されたものを含む。

ただし、無人販売所、移動販売及びインターネットによる販売は除く。

地場農産物	「地場農産物」とは、産地直売所の所在する市区町村及びその同一都道府県内の隣接する市区町村（境界が海上の場合は隣接としない。）で栽培された農産物とする。 なお、東京都の「特別区」に所在する産地直売所については、「特別区」（全体で一つの市区町村とみなす。以下同じ。）で栽培された農産物のみとし、「特別区」に隣接する市に所在する産地直売所・農産加工場については、「特別区」で栽培された農産物は含めない。 また、肉類については、と畜される前に飼育された市区町村を基準とする。
市区町村	平成22年 3 月31日現在の市区町村の区域（境界が海上の場合は隣接としない。）とする。
運営主体	産地直売所を運営する主たる組織をいう。 ア 地方公共団体 都道府県又は市区町村が運営する組織をいう。 イ 第3セクター 国や地方公共団体と民間企業との共同出資で設立された事業体が運営するものをいう。 ウ 農業協同組合 農業者が相互扶助を目的として、農業協同組合法（昭和22年法律132号）（以下「農協法」という。）に基づき自主的に設立する組合で法人格を有しているものをいう。 エ 農業協同組合（女性部、青年部） 農業協同組合の組合員により組織される女性部、青年部が運営するものをいう。 オ 生産者又は生産者グループ 生産者個人又は生産者グループが運営するものをいう。 カ その他 上記以外の機関で、民間企業等が運営するものをいう。
常設施設	直売専用に使っている常設の施設（簡易な小屋等を含む。）や調査対象が所有する作業場や温室といった、他の用途と兼用している施設のこと。
参加農家	平成22年 3 月31日現在で産地直売所に参加（登録）している全ての農家とした（出荷の有無は問わない。）。 ただし、参加（登録）はしていないが、営業期間を通じて出荷

している場合は参加農家とした。

従業者

正社員、パートなどの雇用形態、雇用の期間にかかわらず、平成22年3月31日現在で産地直売所に勤務している全ての従業員とした。

また、季節的な営業で平成22年3月31日に営業していない場合は、平成21年度の営業開始時点の人数とした。

なお、従業者には、産地直売所の参加農家のうち、実際に産地直売所において販売、経理などの産地直売所の業務を行った人は全て該当するが、農産物の出品のみしている参加農家は含まない。

(2) 農産加工場

農業協同組合
等が運営する
農産加工場

「農業協同組合等が運営する農産加工場」とは、農畜産物を原料として加工品の製造・販売等（卸を含む。）を行うため、農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「農業協同組合等」という。）が運営する加工施設をいい、農業協同組合等が50%以上を出資している子会社を含む。

なお、農業協同組合等の加工施設を使用し、農業協同組合等の女性部、部会、生産者グループなどが加工品の製造・販売等の事業を運営している場合は、各運営主体ごとにそれぞれを農産加工場とする。

ただし、農業協同組合等の加工施設であっても、農家等から委託を受け、農産物の加工を行い加工賃（委託料）のみを徴収している場合は除く。

農業経営体が
営む農産加工
場

「農業経営体が営む農産加工場」とは、農業生産に関連した事業のうち、農産物の加工（原材料の全てを他から購入している場合は除く。）を営む販売農家及び農家以外の農業事業体をいい、平成22年2月1日現在で実施した2010年世界農林業センサス農林業経営体調査で把握されたものとする。

農産加工品

「農産加工品」とは、上記ア、イにおいて農畜産物を用いて加工した全ての製品とする。

なお、食品、非食品は問わない。

地場農産物

「地場農産物」とは、農産加工場の所在する市区町村及びその同一都道府県内の隣接する市区町村（境界が海上の場合は隣接としない。）で生産された農産物とする。

なお、東京都の「特別区」に所在する農産加工場については、「特別区」（全体で一つの市区町村とみなす。以下同じ。）で生産された農産物のみとし、「特別区」に隣接する市に所在する農産加工場については、「特別区」で栽培された農産物は含めない。

い。

また、肉類については、と畜される前に飼育された市区町村を基準とする。

市区町村

平成22年3月31日現在の市区町村の区域（境界が海上の場合は隣接としない。）とする。

なお、東京都のうち「特別区」については、「特別区」全体で一つの市区町村とみなす。

運営主体

農産加工場を運営する主たる組織をいう。

ア 農業協同組合

農業者が相互扶助を目的として、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）（以下「農協法」という。）に基づき自主的に設立する組合で法人格を有しているものをいう。

なお、農業協同組合に属する下部組織を含む。

イ 農事組合法人

農協法に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその協同の利益を増進すること」を目的として設立された法人。

ウ 株式会社（有限会社含む。）

会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態を取っているもの。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。

エ その他の法人

上記以外の法人（合名会社・合資会社・合同会社）。

オ 任意組合

生産組合、農業実行組合などで、法人格を有しないもの。

カ 生産者グループ

数人の生産者によって構成されているもので、法人格を有しないもの。

キ 法人化していない農家

農家のうち、法人格を有しないもの。

従業者

ク その他

上記以外の機関。

正社員、パートなどの雇用形態、雇用の期間にかかわらず、平成22年3月31日現在で農産加工場に勤務している全ての従業員とした。

また、季節的な営業で平成22年3月31日に営業していない場合は、平成21年度の営業開始時点の人数とした。

【表章加工品分類一覧】

大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類		
農 産 加 工 食 品	野菜加工品	野菜缶・瓶詰	畜 産 加 工 食 品	肉製品	ハム		
		塩蔵野菜			ソーセージ		
		野菜漬物			ベーコン		
		乾燥野菜			その他の肉製品		
		野菜つくだ煮		酪農製品	バター		
		その他の野菜加工品			チーズ		
	果実加工品	果実缶・瓶詰			アイスクリーム		
		ジャム類			発酵乳及び乳酸菌飲料		
		果実漬物		牛乳等			
		乾燥果実		その他の畜産加工食品	その他の畜産加工食品		
	その他の果実加工品						
	穀類加工品	穀類加工品	そ の 他 の 食 料 品	調味料及びスープ	みそ		
	菓子類	菓子類(米粉製品を除く。)			しょうゆ		
		菓子類(米粉製品)			ソース		
	茶	茶(葉)			食酢		
					うま味調味料、調味料関連製品		
	その他の農産加工食品	香辛料			スープ		
		めん・パン類(米粉製品を除く。)			その他の調味料及びスープ		
		米粉めん・米粉パン類		食用油脂	食用油脂		
		あん		そう菜等	そう菜及び弁当等		
		豆腐・油揚げ類		アルコールを含まない飲料	野菜飲料		
		納豆	果実飲料				
		その他の豆類の調整品	その他のアルコールを含まない飲料				
		粉類(米粉を除く。）・でん粉	アルコールを含む飲料		ビール		
		米粉		果実酒			
		その他の農産加工食品		穀物を原料として発酵させた飲料(ビールを除く。)			
その他				上記以外の品			

13 統計表の見方等

- (1) 全国農業地域の区分は次のとおりである。

全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

- (2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- (3) 表中に用いた記号は以下のとおりである。
- 「0」： 単位に満たないもの（例：0.4万円→0万円）
 - 「－」： 事実のないもの
 - 「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの
 - 「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
 - 「△」： 負数又は減少したもの
 - 「nc」： 計算不能
- (4) 秘匿措置
- 統計調査結果について、産地直売所数又は農産加工場数が2以下の場合には、調査結果の秘密保護の観点から当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。
- なお、計からの差引きにより、秘匿措置を施した当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。
- ただし、産地直売所調査の運営主体別・販売金額規模別の表側において、販売金額規模不明の階層は、調査対象の識別が困難であるため秘匿措置は施していない。
- (5) 産地直売所調査における従業者数及び年間販売金額に係る値については、当該項目について回答の得られた産地直売所数のデータから全体を推計していることから、1産地直売所当たりの平均は、総数を産地直売所数で除した値と一致しない場合がある。
- (6) 産地直売所調査の「1 全国農業地域・運営主体別」における全国値は、回答の得られた産地直売所のデータから、運営主体別の全国値を直接推計したものであり、全国農業地域別の値の積上げ値とは一致しない場合がある。

また、北陸及び沖縄の計については、回答の得られた運営主体区分に係る積上げ値又は平均値である。

- (7) 産地直売所調査の「3 運営主体別・年間購入者規模別」については、不明分を除外して算出しているため、総数及び各運営主体の計とその内訳が一致しない場合がある。
- (8) 農産加工場調査における従業者数及び年間仕入金額に係る値については、当該項目について回答の得られた農産加工場数のデータから全体を推計していることから、1農産加工場当たりの平均は、総数を農産加工場数で除した値と一致しない場合がある。
- (9) 東日本大震災の影響
農産物地産地消等実態調査(平成21年度結果)については、東日本大震災の影響により、東北地域の一部の調査対象において、調査票の回収はできたものの、一部項目について確認調査が行えなかったことから、当該項目については除外して集計した。
- (10) 本調査の結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報でご覧いただけます。
【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】
農産物地産地消等実態調査の分野別分類は「6次産業化」及び「その他（食料需給表、食品産業、環境など）」に分類しています。

14 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 統計部

生産流通消費統計課消費統計室 地域資源流通構造統計班

電 話：（代表）03-3502-8111 内線3716
（直通）03-6744-2048

F a x： 03-3502-3634